

就労環境改善・情報発信支援補助金のご案内

(大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業)

1 事業の概要

県内建設業者等の就労環境改善や情報発信に関する取組を支援するため、

- ・就労環境改善のための設備の整備等（ハード）
- ・就業規則等の見直し等（ソフト）
- ・就労環境改善の取組を行っている企業が実施する、自社の情報を発信するためのホームページ作成等（情報発信）

に要する経費の一部を補助するものです。

2 対象事業者

大分県内に主たる営業所を有する企業のうち、次の（1）、（2）全てに該当する企業です。

（1）次の①、②のいずれかに該当する者であること。

①中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する会社であること。

②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に規定する
中小企業団体であること。

（2）次の①、②のいずれかに該当する者であること。

①建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業許可を有する者。

②大分県の建設コンサルタント等（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、
地質調査業務に限る。）に係る入札参加資格を有する企業

3 支援内容（補助内容）

3つのコースから選択できます。（一度に全てのコースを選択することも可能です。）

①ハードコース…就労環境改善のための設備等の整備等

| | |
|---------|---|
| 補助率 | 2分の1以内 |
| 補助限度額 | 50万円以内 |
| 補助対象経費 | 県内の本社・営業所・支店（現場事務所や現場休憩所は除く）における、就労環境改善のための設備等の改修等に要する経費 (設備の設置費、整備に係る工事費 等) |
| 補助対象の例示 | ・シャワー、女性用トイレ、更衣室 などの設備の整備 |

※「ハードコース」は就労環境改善のための設備の整備等を対象としているため、一般的な施設の整備等は対象となりません。

②ソフトコース…就労環境改善のための就業規則の整備、見直し等

| | |
|---------|---|
| 補助率 | 2分の1以内 |
| 補助限度額 | 10万円以内 |
| 補助対象経費 | 就労環境改善のための就業規則の整備、見直し等に要する経費 (社会保険労務士等に支払う謝金、旅費 等) |
| 補助対象の例示 | ・育児休業制度や退職金規程等の導入のための就業規則の見直し 等 |

③情報発信コース…就労環境改善の取組を行っている企業が実施する、
自社の情報を発信するホームページ作成又は改修等

| | |
|---------|--|
| 補助率 | 2分の1 以内 |
| 補助限度額 | 20万円以内 |
| 補助対象経費 | 自社情報の発信のためのホームページ作成又は改修等に要する経費 (ホームページ作成又は改修、パンフレット作成、CM作成、就職サイト掲載 等) <u>(注意！) 補助対象とならない経費</u> ・パソコン等の設備購入費 ・通信経費等のホームページ作成に直接関係しない経費 ・リース料等継続して必要となる維持管理経費 |
| 補助対象の例示 | ・ホームページ作成又は改修 等 |

※「情報発信コース」の申請については別途要件がありますので、申請を希望される場合は、事前に担当までご相談ください。

4 事業の申請、関係書類等

事業を申請しようとする場合は、県庁HPに掲載している

- ・大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業実施要領
- ・大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱

を確認のうえ、以下により申請してください。

【提出書類】実施計画書（実施要領・様式1）等

【提出部数】1部

【提出先】大分県土木建築部 土木建築企画課建設業指導班

※予算には限りがありますので、お早めに申請してください。

※補助金の交付決定後の経費でなければ補助できません。

県庁HPのURL : <http://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/shurokankyozaizen.html>
(土木建築企画課→「建設業指導班のページ」→「建設産業の就労環境改善等に関すること」)

5 お問い合わせ先

お問い合わせ・相談は、大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班 麻生
(TEL : 097-506-4516) までお願いします。